

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正（案）について

1 条例改正の理由

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正見込に伴い、条例中所要の事項を改正するため。

2 条例改正の概要

(1) 主な内容

ア 基礎賦課限度額を 67 万円（現行 66 万円）に引き上げる。

イ 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額を 31 万円（現行 30 万 5 千円）に引き上げる。

ウ 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき金額を 57 万円（現行 56 万円）に引き上げる。

エ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設する。

オ 子ども・子育て支援納付金賦課限度額は 3 万円とする。

(2) 施行期日等

施行期日を令和 8 年 4 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。

3 条例改正に伴う影響、効果等

保険料に係る基礎賦課限度額等の上限を引き上げることにより、中間所得層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。また、経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直すことにより、現在の対象世帯が引き続き軽減を受けることができる。

子ども・子育て支援納付金は、こども未来戦略「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和 8 年度から拠出する特定財源であり、社会保障負担率が上昇しないようにすることができる。